

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 2 0 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の各条文について質問に答えていただくことを求める請願6		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問・・・第9条市民の責務及び解説</p> <p>1、憲法では日本国民は『勤労、納税、教育』の義務を負っているが、なぜ市の条例でまたこのような責務を負わされなければならないのですか？</p> <p>2、市外の人や外国人、特に『活動するだけの人や団体』が責務を果たしてくれるのですかさらに、住民でない人に地方自治法第14条2項の義務を課することができないのに、なぜ条例でできるのですか？</p> <p>（参考：地方自治法は、住民が対象のため、何をもってしても、当市でも、住民でない人に責務・義務を課することは不可能である）</p> <p>3、3項について、市は外国人の納税率さえ把握していないが、この条文上問題ではないですか？また、住民以外には、どのような方法で応分の負担をしてもらうのか？金銭に換算できない負担もあると考えるため、実質、応分の負担は不可能ではないですか？</p> <p>4、5項について、市外住民や外国人の会合等で市民憲章を唱和しているのですか？当然していると思いますがいかがでしょうか？そもそも、市や議会は多くの差別や条例違反をしており、市民憲章『きまりを守り、良い習慣を育てましょう』は削除すべきではないですか？</p>		
	<p>請願事項</p> <p>質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。またメールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。</p>		